



西脇基署発第25号
平成23年1月20日

はりま低層住宅工事労働災害防止協議会会長 殿

西脇労働基準監督署長



降積雪期における労働災害の防止について（要請）

平素は、労働基準行政の推進に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨冬においては、降積雪等による死亡災害（全国）が別紙のとおり発生しており、これから本格的な降雪期を迎えるに当たり、貴職におかれては下記事項に留意の上、降積雪期における防災態勢の強化及び労働災害防止の徹底を図られるよう、会員事業者に対する周知啓発、指導等をお願いします。

記

1 気象等に関する情報の収集

気象等に関する情報の収集を図り、当該情報に係る伝達を関係労働者に周知徹底すること。

2 スリップ等による交通事故の防止

スリップ等による交通事故を防止するため、自動車、バイク等の乗物又はダンプトラック等の動力運搬機の運転業務に従事する場合においては、気象情報を踏まえた適切な運行計画の作成、積雪の状況を踏まえた適切な装備を装着し、安全な走行速度を遵守すること等の措置を講じること。

3 除雪作業中の労働災害の防止

- (1) 屋根、庇等の高さ2メートル以上の高所において除雪作業を行う場合は、事前に作業計画をたて、墜落防止措置を講じること。
- (2) 除雪車等への巻き込まれを防止するため、運転時の周囲の確認、作業範囲への警備員等の立ち入り禁止の措置を徹底すること。

表1 降積雪による死亡災害発生状況(H21.11～H22.3)

	交通事故	はさまれ、巻き込まれ	転倒	墜落	有害物との接触	その他	計
建設業	2		1		1		4
製造業			1		1		2
運輸交通業	1						1
陸上貨物運送事業	6						6
商 業	5		1				6
新聞販売業	3						3
警備業		2					2
その他	2	1		1		2	6
計	16	3	3	1	2	2	27

※死亡災害報告による。速報を含むものであることに留意すること。